

論文

「秀頼様」という表記について －プリンスとしての豊臣秀頼－

白 峰 句

はじめに

慶長5年（1600）の関ヶ原の戦い関係の文書（一次史料）を読んでいると、「秀頼様」（＝豊臣秀頼）というキーワード（表記）がよく出てくる。この「秀頼様」という表記が何を意味するのかについて、本稿では若干の考察をおこないたい。

「秀頼様」について重要な点は、（１）「秀頼様」はプリンス⁽¹⁾である（つまり、王朝の血筋を引いている）、（２）「秀頼様」には名字（苗字）がない⁽²⁾、（３）「秀頼様」は王朝の正統な後継者である点を客観的に広く認知されていた、という３点である。

接尾語としての「様」は、「人の居所、身分、氏名に添えて敬意を表す語。室町時代から用いられ、「殿（どの）」より丁寧な表現であった。」⁽³⁾ という意味を持ち、「室町期においては「様」が最も高い敬語を表し（後略）」⁽⁴⁾ としているので、「様」は最上級の敬語表現ということになる。

上記（３）の王朝の正統な後継者である点については、山本博文氏の論文「統一政権の登場と江戸幕府の成立」⁽⁵⁾ において論及があるので後述する。

なお、豊臣秀頼についての研究は、福田千鶴氏による研究が著名であり、同氏の論文「豊臣秀頼研究序説」⁽⁶⁾、同氏の著書『豊臣秀頼』⁽⁷⁾、同氏が研究代表者になっている科研の研究成果報告書『慶長・元和期の豊臣「公儀」変質過程の研究－豊臣秀頼発給文書の分析－』⁽⁸⁾ がある。そのほか、森田恭二氏の論文「豊臣秀次・秀頼の政権と印判状」⁽⁹⁾ がある。

１．豊臣秀頼の政治的位置付け

秀頼は、文禄2年（1593）8月3日、大坂城二の丸に生まれ、秀頼の幼名^{ひろい}「拾」は父秀吉が名護屋で名づけたものであった⁽¹⁰⁾。文禄5年（1596）5月9日に、拾は秀吉とともに初上洛し、その4日後の13日午刻には、初参内となった⁽¹¹⁾。

秀頼の諱は、元服前から使用されていて、秀頼の名のりの初見史料は、「（文禄五年）閏七月十九日付ちや宛徳川家康・前田利家連署状」であり、「拾」から「秀頼」の改名は、（慶長元年＝文禄5年）閏7月15日から同月19日までの4日間に限られることになるだろうか⁽¹²⁾。そして、慶長2年（1597）8月28日に参内して元服した⁽¹³⁾。ちなみに、関ヶ原の戦いの年である慶長5年の時点で秀頼は8歳（数え年）であった。

秀頼の政治的な存在意義というのは、「日本国王」である豊臣秀吉⁽¹⁴⁾の正統な唯一の後継者であった、という点である。

フィリピン総督日本関係文書では、秀次事件後の状況として、秀頼が秀吉の唯一の「相続人」としている⁽¹⁵⁾。

フィリピン総督日本関係文書には「全日本の君主太閤様（引用者注：秀吉）が死去して、同国をその幼い一子（引用者注：秀頼）に遺した。しかし彼（引用者注：秀頼）は年少で国家の統治ができないので、成長するまでの間（間カ）は管理を四名の奉行（quatro gobernadores）に委ねた」としている。

この記載によれば、秀吉は死去して「同国」つまり「全日本」を秀頼に遺した、としているので、秀頼は「全日本」の統治権を秀吉から正式に継承したことがわかる⁽¹⁶⁾。

この記載における「四名の奉行」とは、私見では、徳川家康、毛利輝元、宇喜多秀家、石田三成に比定できる⁽¹⁷⁾。この記載内容からすると、秀頼が成長した時には「国家の統治」を秀頼がおこなうことになり、それまで暫定的に「四名の奉行」が秀頼の代理人として「国家の統治」の「管理」を委ねられた、ということになる。この政治路線が実行された場合、代理人の一人にすぎない家康が天下人になる可能性は皆無である点には注意する必要がある。

2. 山本博文氏の学説

山本博文氏の論文「統一政権の登場と江戸幕府の成立」（以下、山本論文と略称する）⁽¹⁸⁾では、「王朝」をキーワードにして、織田、豊臣、徳川の三氏の権力について読み解いている。

【織田信長について】

織田信長については、山本論文では「天下」が足利王朝の「公儀」を篡奪するためのレトリックだったとすれば、いまだ信長は足利王朝の委任を受けて畿内から関東にかけて軍事的な勝利を勝ち取った覇者でしかない。王となるためには、より普遍的な手続きが必要であっただろう。日本においては、頼朝や尊氏がそうであったように、古代以来の王朝である朝廷から右近衛大将あるいは征夷大將軍の官職を与えられることによって新しい王朝＝幕府を創始したと解釈できる。（中略）しかし政治的に見れば、未だ全国統一を果たしていない時点では、そうした官職に就くことの意義はそれほど大きくない。（中略）このような事情のため信長の権力は、畿内軍事政権に留まることになったと言わざるをえないであろう。」としている。このように、山本論文では、信長は「王朝」を創始する前に本能寺の変で死去したため、「畿内軍事政権に留まることになった」としている。

【豊臣秀吉について】

豊臣秀吉については、山本論文では「筆者（引用者注：山本博文氏）の議論からすれば、秀吉の関白宣下をもって、豊臣王朝が成立したということになる。関白宣下は、將軍宣下と同じく、日本的王の即位儀礼にはかならない。旧王朝である天皇王朝は、自己の王朝のそれらの官職を新王朝の主に与えることによって、その正当性を保証するとともに、新王朝に天皇王朝の保護を求めたのである。（中略）秀吉の任官した関白は、それまで五摂家が交代で務めていた律令国家の令外の官としての関白職とはまったく違うものであって、政務の全面委任を意味したのである。」としている。

さらに山本論文では「すなわち秀吉は、天皇位や関白職をはるかに凌駕する位置に立っているのであって、すでに天皇王朝的な思考の枠外に立っている。これは、客観的に見て秀吉が日本の「王」であったことにほかならない。（中略）一旦関白に任じられて王朝を創出した秀吉にとって、もはや関白職はなんら必須のものではなかったのである。」としたうえで「ただし、秀吉には必要なかったが、跡継ぎの秀頼には王朝の後継者の地位を保証す

「秀頼様」という表記について―プリンスとしての豊臣秀頼―（白峰）
るために関白職が必要であった。（中略）しかし、関白職を幼少な秀頼に譲ることは、それまでの慣行にもとり、公家社会の反発を呼ぶことは必至であったから、この時点での秀頼関白任官はできなかった。これがまだ成立したばかりの豊臣王朝の弱点となった。」としている。

山本論文の理論によれば、秀吉の関白宣下によって豊臣王朝が成立し、天皇王朝（旧王朝）から政務の全面委任を受け、その後、秀吉は客観的に見て日本の「王」になったが、豊臣王朝の後継者である秀頼については、後継者の地位を保证するために関白職が必要であったものの、年齢的に幼少であったため秀頼の関白任官は実現せず、そのことが成立間もない豊臣王朝の弱点（政治的ネック）になった、ということになる。

【秀吉の死去後～関ヶ原の戦いまで】

秀吉の死去後から関ヶ原の戦いまでの期間における豊臣王朝の理解について、山本論文では「しかし、いまだ政治的人格を持ちえない幼少な三代目（引用者注：秀吉、秀次の次という意味）の王秀頼から遊離した「公儀」は、その「公儀」の構成員とされた有力大名や奉行によって利用されることになったのである。秀吉の死の直後から関ヶ原の合戦までの間は、その「公儀」をめぐる二つの勢力が対抗していた。慶長四年三月から翌五年六月までの「公儀」は家康が掌握するところであったが、家康が上杉景勝攻めのため上方を離れると、家康に対抗する他の大老が「公儀」を称するようになる。（中略）ここでの「公儀」はあきらかに西軍を指しているが、それは秀頼を王とする豊臣王権にほかならない。（中略）この時期の「公儀」は、漠然と豊臣王権を指す呼称だと考えた方がよい。秀吉死後においては、秀吉の創り上げた無人格的な豊臣王朝が「公儀」であり、西軍も家康も、その「公儀」を掌握するために軍事的決着を付けようとしたのであろう。」としている。

山本論文の理論によれば、秀吉死去後の豊臣王朝（豊臣王権）は、秀頼を王としていたものの、年齢的にいまだ政治的人格を持っていなかったため、その「公儀」（＝漠然と豊臣王権を指す呼称＝秀吉の創り上げた無人格的な豊臣王朝）をめぐる家康と反家康の勢力が対抗し、その軍事的決着を付けようとした結果が関ヶ原の戦いとして帰結した、ということになる。

秀頼がいまだ政治的人格を持っていなかったため、この時期の豊臣王朝は無人格的であった、という指摘は興味深い。豊臣王朝が無人格的であったために、家康と反家康の勢力の対抗関係における政権簞奪に利用された、ということであろう。

しかし、家康と反家康の勢力の対抗関係を同レベルと見るのはいかがであろうか。周知のように、慶長5年7月に大坂三奉行が「内府ちかひの条々」を出して家康を弾劾したため、家康は豊臣公儀から政治的に排除（放逐）され、政治的には重大なダメージを受けた。その意味では、政治的に追い詰められており、新しい豊臣公儀（石田・毛利連合政権）に屈服するか、政治的手段での解決はもはやできなかったため、西上して軍事的に新しい豊臣公儀の軍事力と戦う一発勝負に出るしかなかった。しかし、全国レベルで見ると、家康がその一発勝負に勝てる見込みは限りなく少なかった。関ヶ原の戦いは、結果的に家康が勝利したものの、新しい豊臣公儀の戦略的なミスがなければ、家康の勝利の可能性はなかったであろう。

よって、家康を排除した新しい豊臣公儀（石田・毛利連合政権）がスタートしたものの、予期せぬ小早川秀秋の裏切りによって（家康にとっては限らない幸運であったが）偶然に家康は勝利したことになる。その意味では、小早川秀秋の裏切りは、日本のその後の歴史（家康か反家康かという政権選択という意味で）を変えるこ

とになったのである。

【徳川家康について】

徳川家康について、山本論文では「家康が関ヶ原の合戦で勝利すると、再び「公儀」は家康の掌中に帰する。(中略) 家康の將軍宣下については、(中略) 実際に朝廷からの勧めはあったと思われる。(中略) ここにおいて家康は、新たな武家王朝の王の地位を確立する。(中略) なお秀頼の地位は家康と拮抗し、秀吉恩顧の大名にとっては秀頼こそが武家王朝の王になるべき存在であった。(中略) そこで家康が選んだ次の手は、子の秀忠に將軍職を譲ることであった。こうして將軍職は徳川家で世襲すること、すなわち家康の政権は徳川王朝にほかならないことが天下に示された。」としている。

山本論文の理論によれば、関ヶ原合戦の勝利後、豊臣王朝と併存(拮抗)する形で、家康は將軍宣下により新たな武家王朝(＝徳川家で世襲する徳川王朝)の王になった(＝徳川王朝が成立)、ということになる。

【慶長期の豊臣秀頼】

山本論文では「慶長期にはもう一人の王がいたことに気づく。秀吉の遺児秀頼である。秀頼は、いまだ関白ではなかったが、豊臣王朝の跡取りとして容易には否定できない権威をもっていた。(中略) 秀頼は、なお命脈を保っている豊臣王朝の王であった。当然のことながら、「並の大名」ではない。(中略) 慶長期は、すでに朝廷という政体だけに限定された旧王朝の王＝天皇と徳川王朝の王＝家康に加えて、直前の豊臣王朝の王＝秀頼の三人の王が存在した。秀頼は、摂河泉に領地をもったにすぎないが、なお多くの大名から王としての血筋を認められており、家康はもともと豊臣王朝の宰相であったという負い目がある。その意味で、(引用者注：秀頼が)家康と対等以上の権威を有していたことは確かであった。(中略) こうした二つの武家王朝の併存状態は、大坂の陣で豊臣家が滅亡することによって終焉を迎える。」としている。

山本論文の理論によれば、秀頼が豊臣王朝の王であり得た理由は、秀頼の個人的な能力や資質に由来するものではなく、跡取りとしての血筋に由来する、ということになる。このことは、秀頼の唯一の政治的存在理由が(秀頼の個人的能力とは関係なく、秀吉との関係性においてのみ存在しており)秀吉の後継者としての血筋であったことになり、この点は他のだれも(家康であっても)秀頼に取って代われない点であった。しかし、秀頼が自分の後継者を使命する前に死亡した場合は、その時点で豊臣王朝は廃絶されることになる、ということをも意味していた。

そして、山本論文の理論によれば、秀頼は、豊臣王朝の王としての血筋を多くの大名から認められており、家康と対等以上の権威を有していた、という指摘も重要である。

この状況を家康が自分の存命中に解消しようとして、大坂の陣(＝豊臣王朝の廃絶)をおこしたのは政治的に見て必然の帰結であったと思われる。

こうした山本論文の理論を考慮すると、慶長5年の関ヶ原の戦い関係の文書に「秀頼様」(＝豊臣秀頼)というキーワード(表記)がよく出てくる意味が理解できる。

つまり、秀頼は豊臣王朝の王であるがゆえに、反家康の軍役動員を諸大名に対して命じる際に、その軍役動員の正統性を担保するうえで、必要不可欠なコアなキーワード(表記)であったのである。

3. 豊臣公儀の中核メンバー

大坂三奉行が「内府ちかひの条々」を出して家康を弾劾し豊臣公儀から追放（放逐）してから関ヶ原の戦い（本戦）までの期間（以下、当該期と略称する）において、豊臣公儀の中核メンバーを考えるうえで、山本論文の以下の指摘は参考になる。

山本論文では「三 豊臣「関白」王権の成立」における「取次制をめぐって」という節で「豊臣政権の「取次」機構は、津野（引用者注：津野倫明氏）も認めるように、次第に石田三成と増田長盛に収斂されてゆく。つまり、絶対君主秀吉とその側近グループによって行われる政治が、豊臣政権の特質なのである。（中略）石田三成らの「取次」は、徳川幕府成立後の本多正信や本多正純ら「出頭人」の役割とほぼ同じである。」としている。

山本論文では「取次」の定義として「諸大名への命令伝達や個々の大名を服属させ後見するといった諸機能を果たし、かつそのような役割を公的に認められ、期待される政権の最高級メンバー」（下線引用者）としている。そして「筆者（引用者注：山本博文氏）が政治機構としての「取次」に注目したのは、それが秀吉の権威の裏づけを得、実際に政権の中核機構として機能しているからである」（下線引用者）としている。

この山本論文の理論によれば、石田三成は「取次」（＝豊臣政権の中核機構として機能）として、豊臣政権の最高級メンバーであった。

この石田三成の位置付けを、秀吉死去後の慶長5年の当該期にスライドさせて考えると、石田三成は家康を放逐した新しい豊臣公儀の最高級メンバー（＝新しい豊臣政権の中核機構として機能）であったことになる。

山本論文では、政権の中核機構として機能した「取次」機構に注目しているので、当該期では、石田三成は、豊臣王朝の王である秀頼の「取次」ということになる。山本論文では、「取次」は、政権の最高級メンバーであり、政権の中核機構として機能している、としているので、石田三成は家康を放逐した新しい豊臣公儀において、政権の中核機構の最高級メンバーであったことになる。よって、豊臣王朝の王である秀頼の次席（ナンバー2）に位置したと見なしてよかろう。

それでは、次に『松井文庫所蔵古文書調査報告書』2、同3⁽¹⁹⁾に記載された諸史料から、当該期における新しい豊臣公儀の中核メンバーを具体的に列記したい。

【417号文書】⁽²⁰⁾

「（慶長5年）7月20日付松井康之宛大谷吉継書状写」では、大谷吉継が（松井康之の）「御身上」について、「御奉行衆」（＝三奉行）へ「理」（＝ことわり）を申し上げたところ、「御ふれ折紙」と「内府ちかひの条数」を（松井康之に対して）下すので、よくよく「御覧」をして、「太閤様連との御恩賞段、忝事」（「太閤様」は平出）について「御忘却」がないのであれば、早々に上坂（＝軍役人数の動員）するように命じている（「早と、此方へ御上候て、盛法印＝御入候はん事、尤存候」）。このことは、大谷吉継が豊臣秀頼の軍事動員権行使を代行していることになる。

大谷吉継が（松井康之の）「御身上」について、「御奉行衆」（＝三奉行）へ「理」（＝ことわり）を申し上げたことや、上坂を命じたことは、政権（豊臣公儀）の中核メンバーであることの証左となる。

この書状写では、上坂を命じた際に、「太閤様連との御恩賞段、忝事」を明記している点は注目される。このことは当該期の新しい豊臣公儀が正統な公儀であることを示している。

この書状写に記されている「御ふれ折紙」は後述の418号文書(【418号文書】の「品質・形状」は「折紙」となっている)、「内府ちかひの条数」(＝内府ちかひの条々)は後述の419号文書であり、「御ふれ折紙」と「内府ちかひの条数」は1セットのものであったことがわかる。そして、「御ふれ折紙」と「内府ちかひの条数」の記載のあとに、上坂を命じていることからすると、「御ふれ折紙」と「内府ちかひの条数」を出した目的は、上坂(＝軍役人数の動員)を命じるためであったことがわかる。

ちなみに、この書状写の7月20日付は、内府ちかひの条々が出された3日後にあたる。

【418号文書】⁽²¹⁾、【419号文書】⁽²²⁾

【418号文書】は「(慶長5年)7月17日付松井康之宛長束正家・増田長盛・徳善院玄以連署状写」である。

【419号文書】は「内府ちかひの条々」であり(【419号文書】は「徳川家康違背事書写」と表題が付けられている)、「慶長五年七月十七日」という記載はあるが、三奉行の署名や宛所の記載はない。【418号文書】と【419号文書】は1セットで出されたものである。

【418号文書】では、家康が「上巻之誓帑并太閤様」の「御置目」に背いて、「秀頼様」(「秀頼様」は平出)を見捨てて(上杉討伐に)出馬したので、「各」が申し談じて(＝相談して)、(家康と)戦いをすることになった(「及楯鉾候」)、としている。そして、「内府公御違之条々」として「別帑」に見えるので、「太閤様」(「太閤様」は欠字)(＝豊臣秀吉)の「御恩賞」を忘れないのであれば、「秀頼様」(＝豊臣秀頼)への「御忠節」をするように命じている。

この連署状写では、家康が豊臣公儀に対して違背したので、「各」が申し談じて(＝相談して)(家康と)戦いをすることになった、としているが、「各」が三奉行を指すのか(【418号文書】)、或いは、二大老(毛利輝元・宇喜多秀家)・四奉行(長束正家・増田長盛・徳善院玄以・石田三成)を指すのか(後述の【443号文書】、【444号文書】)、或いは、毛利輝元・宇喜多秀家・三奉行(長束正家・増田長盛・徳善院玄以)・石田三成・大谷吉継(後述の【438号文書】)を指すのか、については今後検討が必要であろう。

家康が豊臣公儀に対して違背したことを明記していることから、【418号文書】と【419号文書】により家康は豊臣公儀から追放(放逐)され、家康による上杉討伐の実行は正統性を失うことになった。よって、【418号文書】と【419号文書】によって受けた家康の政治的ダメージ(＝豊臣公儀の敵になった)は果てしなく大きかったことになる。

「秀頼様」(＝豊臣秀頼)への「御忠節」というのは、具体的には軍役人数の動員(＝上坂すること)を意味するが、その理由として、「太閤様」(＝豊臣秀吉)の「御恩賞」を記載していることは、「太閤様」(＝豊臣秀吉)と「秀頼様」(＝豊臣秀頼)を一体のものとして理由付けしていることになり、当該期の新しい豊臣公儀が正統な公儀であることを示している。

【419号文書】は、有名な「内府ちかひの条々」であり、13ケ条の家康弾劾状である。この「内府ちかひの条々」の13ケ条の一つ書きのあとの文では、(家康が)「太閤様」(「太閤様」は平出)(＝豊臣秀吉)の「御置目」に背いたことを非難し、(このような家康が)「秀頼様御一人」(「秀頼様」は平出)(＝豊臣秀頼)を取り立てることは正しくない、としている。このように、【418号文書】と同様に、「太閤様」(＝豊臣秀吉)と「秀頼様」(＝豊臣秀頼)を一体のものとして理由付けしている。

このように、【419号文書】で家康を正面から弾劾するとともに、【418号文書】で「秀頼様」(＝豊臣秀頼)への「御

「秀頼様」という表記についてープリンスとしての豊臣秀頼ー（白峰）忠節」を命じて軍役人数の動員（＝上坂すること）をかけている。このことから、家康を豊臣公儀から追放（放逐）した、という意味で、三奉行（長束正家・増田長盛・徳善院玄以）が当該期の豊臣公儀の政治的中核であるとともに（このことは奉行が老の下部機関でないことを明確に示している⁽²³⁾）、豊臣秀頼の軍事動員権行使を代行していることになる。

【423 号文書】⁽²⁴⁾

「（慶長5年）7月17日付別所吉治宛大坂三奉行（長束正家・増田長盛・徳善院玄以）連署状写」では、豊臣秀頼（「秀頼様」）の命により「御成敗」のため諸将の軍勢を（田辺城へ）遣わすので、軍忠を抽んずるよう別所吉治に対して命じている（「然間、従 秀頼様為御成敗、各差遣候条、可被抽軍忠候」、「秀頼様」は欠字）。よって、大坂三奉行（長束正家・増田長盛・徳善院玄以）は豊臣公儀の中枢メンバーと見なすことができる。

ちなみに、7月19日は大坂三奉行（長束正家・増田長盛・徳善院玄以）が「内府ちかひの条々」を出した翌々日にあたる。ここでは、大坂三奉行（長束正家・増田長盛・徳善院玄以）が「秀頼様」の命を奉じている、という点が重要である。

また、「可被抽軍忠候」と記されていて、三奉行が豊臣秀頼の軍事指揮権行使を代行していることになる。

【431 号文書】⁽²⁵⁾

「（慶長5年）7月21日付松井康之・有吉立行・松井市定宛細川忠興書状」では、石田三成と毛利輝元が申し談じて（＝相談して）色立っている旨について上方より家康へ追々御注進があった、としている（「石治部・輝元申談、色立候由、上方内府へ追々御注進候」）。この場合、「色立」とは「いろだつ」或いは「いろめきたつ」と読み、「いろだつ」は「態度ではっきりと意志を示す。また、緊張や怒りなどで顔色が変わる。」という意味であり、「いろめきたつ」は「緊張・興奮した様子がみなぎる」という意味である⁽²⁶⁾。

よって、この場合、石田三成と毛利輝元が協力して反家康の立場を表明して挙兵準備をしている、という意味になる。この書状では、7月21日に家康は江戸を発したことを報じている。この書状では、細川忠興は昨日（＝7月20日）に宇都宮まで来た、としているので、家康は宇都宮を目指して江戸を発した、と考えられる。7月21日の時点で、上記の情報が上方から家康のもとに注進されているということなので、家康はこの情報（＝石田三成と毛利輝元が家康に敵対する立場を表明したこと）を知った上で江戸を発したことになる。

この書状では、そのほか、残りの大名はすべて（石田三成と毛利輝元に）「一味同心」である旨を報じているので（「其外、残衆こと〱く一味同心之由候」）、反家康の諸大名は相当数になっていることを細川忠興は認識していたことになる。

【438 号文書】⁽²⁷⁾

「（慶長5年）8月18日付麻生吉右衛門・井戸良弘宛松井康之・有吉立行連署状案」では、毛利輝元・宇喜多秀家・三奉行（長束正家・増田長盛・徳善院玄以）・石田三成・大谷吉継（「安芸宰相殿・備中納言殿・三奉行・石治・大刑少」）の使い（「各使」）として、太田一成が白杵へ下り、使者を松井康之に対して遣わした、としている。

この場合、二大老の毛利輝元と宇喜多秀家については「殿付」で表記していること、三奉行と石田三成を分けて表記していること、同時代史料において「三奉行」と表記していること、石田三成と大谷吉継については「殿付」で表記していないこと、などがわかる。これらのことから、二大老・三奉行・石田三成・大谷吉継が豊臣公儀の

中核メンバーであり、三奉行と石田三成を一括して四奉行に扱うのではなく、石田三成は三奉行とは別格（格上）の扱いであったことがわかる。そして、二大老は三奉行・石田三成・大谷吉継より格上として扱われていることがわかる。また、三奉行は一括して捉えられていたことがわかる。

太田一成の使者が松井康之に出した折紙によれば、^(ママ)「大閣様」^(ママ)（「大閣様」は欠字）（＝豊臣秀吉）から「御懇御知行等」を「各別」にも下されたのであるから「秀頼様」（「秀頼様」は平出）（＝豊臣秀頼）へ「忠節」をするように命じ、「当城」（＝木付城）は（豊臣公儀からの使者である太田一成に）渡して、上坂するように命じている^(ママ)（「大閣様」は欠字、「秀頼様」は平出）。

この場合、毛利輝元・宇喜多秀家・三奉行（長束正家・増田長盛・徳善院玄以）・石田三成・大谷吉継が松井康之に対して木付城明け渡しと上坂を命じた際に、^(ママ)「大閣様」（＝豊臣秀吉）と「秀頼様」（＝豊臣秀頼）に言及している点は注目され、^(ママ)「大閣様」（＝豊臣秀吉）と「秀頼様」（＝豊臣秀頼）を一体にして、「秀頼様」（＝豊臣秀頼）への忠節を命じているように見なすことができる。

木付城明け渡しを命じることは、大名（細川氏）の改易権の行使（秀頼の改易権行使を代行）であり、上坂を命じることは軍事動員権の行使（秀頼の軍事動員権行使を代行）である。このことを、二大老（毛利輝元・宇喜多秀家）・三奉行（長束正家・増田長盛・徳善院玄以）・石田三成・大谷吉継が命じたことは、当該期の豊臣公儀におけるこのメンバーの職掌を考えるうえで考慮すべき点である。

ちなみに、この連署状案では、家康は8月2日に江戸を出立してようやく伊勢・美濃へ出陣する予定としている（「内府様、去二日江戸御立、漸伊勢・美濃へ可被打出候」）。家康の8月2日江戸出陣は誤報であるが（どこからの情報なのか情報源は不明である）、家康の攻略目標が、8月18日（＝この連署状案の日付）の時点で伊勢・美濃であった（家康は伊勢・美濃方面で豊臣公儀の軍勢との決戦を想定していたのか？）、という点は注目される⁽²⁸⁾。

【440号文書】⁽²⁹⁾

「(慶長5年)8月6日付松井康之宛齋村政広書状写」では、齋村政広は松井康之に対して、上坂（＝軍役人数の動員）するように命じている（「御上國候て尤存候、(中略)其元之事ハ不入事候条、御上候而、諸事各へ被得御意候て可然儀候」）。

このように、齋村政広を上坂（＝軍役人数の動員）を命じたことは、政権（豊臣公儀）の中核メンバーであることの証左となるとともに、齋村政広が豊臣秀頼の軍事動員権行使を代行していることになる。

【441号文書】⁽³⁰⁾

「(慶長5年)8月13日付松井康之・有吉立行宛太田一成書状写」では、木付城を受け取るように太田一成に命じたのは「御奉行衆」である（「其御城、拙子請取申様にと、御奉行衆被申付而」としている。そして、「御奉行衆」の「御折帋」を太田一成から松井康之・有吉立行へ進上する、としている。この「御奉行衆」の「御折帋」とは、木付城の明け渡しを命じる書状と考えられ、後掲の【443号文書】と考えられる（【443号文書】の「品質・形状」は「折紙」となっている）。とすると、この場合の「御奉行衆」とは四奉行（石田三成・長束正家・増田長盛・徳善院玄以）ということになる。木付城明け渡しを命じたことは、四奉行が大名（細川氏）の改易権を行使（秀頼の改易権行使を代行）したことになる。

【443号文書】⁽³¹⁾、【444号文書】⁽³²⁾

「秀頼様」という表記についてープリンスとしての豊臣秀頼ー（白峰）

「（慶長5年）8月4日付松井康之宛長束正家・石田三成・増田長盛・徳善院玄以連署状写」（【443号文書】）の内容と【444号文書】の内容を比較すると、【443号文書】は【444号文書】の副狀的な内容（同日付で出された）ものと考えられる。

「（慶長5年）8月4日付松井康之宛毛利輝元・宇喜多秀家連署状写」（【444号文書】）では、二大老（毛利輝元・宇喜多秀家）が松井康之に対して、「其郡」（＝速見郡⁽³³⁾）を受け取るため、太田一成を下したので、「様子」⁽³⁴⁾においては、「年寄衆」より申し入れるので、早々に（豊後国速見郡^{はやみ}を豊臣公儀からの使者である太田一成に）明け渡すように命じた。

「年寄衆」より申し入れる、としているのは、【443号文書】を指すと考えられるので、「年寄衆」とは四奉行（長束正家・石田三成・増田長盛・徳善院玄以）を指していることになり、この点は、「年寄衆」の呼称の意味として重要である。

二大老（毛利輝元・宇喜多秀家）が松井康之に対して、速見郡の明け渡しを命じた、ということは、国土領有権（秀頼の国土領有権行使を代行）に関することなので、四奉行（長束正家・石田三成・増田長盛・徳善院玄以）とは別に連署状を出したのであろう。

つまり、国土領有権に関しては、四奉行ではなく、二大老の専管事項と見ることができる。よって、二大老（毛利輝元・宇喜多秀家）の連署状（【444号文書】）と四奉行（長束正家・石田三成・増田長盛・徳善院玄以）の連署状（【443号文書】）が別々に出され、前者は短文であるのに対して、後者は長文であることから、後者は前者の副狀的内容と見なされる。

なお、「（慶長5年）8月朔日付島津忠恒宛毛利輝元・宇喜多秀家連署状」⁽³⁵⁾では、島津忠恒に対して、「御人数國中」を残らず召し連れて「御上洛」することを命じている。この事例からすると、国持大名の軍事動員権（秀頼の軍事動員権を代行）は二大老の専管事項であったと見なすことができる。

「（慶長5年）8月4日付松井康之宛長束正家・石田三成・増田長盛・徳善院玄以連署状写」（【443号文書】）では、「貴所」^(ママ)（＝松井康之）のことは、「大閤様」（＝豊臣秀吉）が特に「御目」にかけ「知行等まで」下されたので、「秀頼様」（＝豊臣秀頼）へ「御忠節」をすべきである、としたうえで、太田一成へ申し渡して下すので、「其郡」を速やかに明け渡すように命じている。

この連署状写において、「大閤様」^(ママ)（＝豊臣秀吉）と「秀頼様」（＝豊臣秀頼）を一体にして、「秀頼様」（＝豊臣秀頼）への忠節を説いて、速見郡の明け渡しを命じている。よって、当該期の豊臣公儀は秀吉の国土領有権を正式に継承したことになる。

【445号文書】⁽³⁶⁾

「（慶長5年）8月28日付加々山少右衛門・牧新五宛各（松井康之など）連署状案」では、大友義統は「当郡之義」（＝速見郡）を「奉行衆」より与えられて、中国地方まで下ってきた、と報じている。

この場合の「奉行衆」とは、前述した【443号文書】の内容を考慮すると、四奉行（長束正家・石田三成・増田長盛・徳善院玄以）を指すと考えられる。

前述した【443号文書】、【444号文書】では、松井康之に対して、速見郡の明け渡しを命じているので、その明け渡された速見郡に、当該期の豊臣公儀から正式に速見郡を与えられた大友義統が入封することになったのであ

る。

よって、四奉行（長束正家・石田三成・増田長盛・徳善院玄以）が知行宛行権を行使（秀頼の知行宛行権行使を代行）していることになる。

以上の諸点における、当該期の豊臣公儀（＝新しい豊臣公儀）の中核メンバーの各職掌をまとめると表1のようになる。表1を見ると以下のようにまとめることができる。

- （1）反家康の挙兵準備の中心は、毛利輝元と石田三成である。
- （2）秀頼の国土領有権の代行は二大老（毛利輝元・宇喜多秀家）が行使する。
- （3）秀頼の国持大名に対する軍事動員権の代行は二大老（毛利輝元・宇喜多秀家）が行使する。
- （4）秀頼の知行宛行権の代行は四奉行（長束正家・石田三成・増田長盛・徳善院玄以）が行使する。
- （5）秀頼の軍事指揮権の代行は三奉行（長束正家・増田長盛・徳善院玄以）が行使する。
- （6）秀頼の改易権の代行は二大老・四奉行のほか大谷吉継が行使する。
- （7）秀頼の軍事動員権の代行は二大老・四奉行のほか大谷吉継、齋村政広が行使する。
- （8）大谷吉継は秀頼の軍事動員権の代行、改易権の代行、齋村政広は秀頼の軍事動員権の代行に限定されており、三奉行と比較すると、職掌が限定されている（大谷吉継、齋村政広は秀頼の知行宛行権の代行、秀頼の軍事指揮権の代行を行使していない）。

上記（5）の点については、三奉行が、当該期の豊臣公儀（＝新しい豊臣公儀）以前の豊臣公儀の政権スキームをそのまま継承しているからであろう。上記（1）～（7）の諸点を考慮すると、奉行が老の下部機関でないことがわかる。

おわりにー当該期の豊臣公儀における「秀頼様」の位置付けー

山本論文では「豊臣政権の「取次」機構は、津野（引用者注：津野倫明氏）も認めるように、次第に石田三成と増田長盛に収斂されてゆく。つまり、絶対君主秀吉とその側近グループによって行われる政治が、豊臣政権の特質なのである。」と指摘しているほか、山本論文では「取次」の定義として「諸大名への命令伝達や個々の大名を服属させ後見するといった諸機能を果たし、かつそのような役割を公的に認められ、期待される政権の最高級メンバー」（下線引用者）としている。

とすると、石田三成と増田長盛は、秀吉の時代（＝豊臣政権）にその「取次」として「政権の最高級メンバー」であったことになる。

秀吉の死去後、豊臣王朝の王（＝山本論文の理論による）である秀頼が、当該期の豊臣公儀の新しいカリスマである「秀頼様」となり、石田三成と増田長盛は、政権の最高級メンバーである「取次」（「秀頼様」の「取次」）として独自の地位を保持したと見なすことができる。

このように考えると、増田長盛が松井康之に対して単独で書状を出して「なにの情に妻子を捨、^(ママ)大閣様之被忘御恩、秀頼様へ之逆意可有之候哉、御分別尤候」（「慶長5年」8月14日付松井康之宛増田長盛書状）⁽³⁷⁾として、^(ママ)「大閣様」（＝豊臣秀吉）の「御恩」を忘れて、「秀頼様」（＝豊臣秀頼）への「逆意」にならないように命じていることは、当該期の豊臣公儀の大名統制のロジックそのものであり、「取次」である増田長盛の地位の高さを明確

に示している。

石田三成も、上述したように、政権の最高級メンバーである「取次」であった。石田三成は、真田昌幸に対して単独で書状を出して、慶長6年の戦後構想や大名の国替構想を書状に記している（「（慶長5年）7月晦日付真田昌幸宛石田三成書状」、「（慶長5年）8月6日付真田昌幸宛石田三成書状」）⁽³⁸⁾。このように、石田三成は、マクロな新しい国家像（家康を排除した新しい豊臣公儀としての国家像）を構想している。

よって、石田三成は、国家的統治権（国家構想）を主宰し、豊臣公儀から家康を排除して、新しい豊臣公儀による新しい国家像のグランドデザインを描いていた、と考えられる。よって、石田三成は、より高次（高次元）での秀頼の国家統治権の代行をしていたことになる。

毛利輝元は、豊臣公儀としての全体的・統括的な軍事行使権・軍事指揮権を主宰したと考えられる。つまり、豊臣公儀から放逐した家康の軍事力に対抗し、家康を討滅する軍事力を担保したことになる。大坂城での軍議では、幼い秀頼の代理として毛利輝元は軍議（豊臣公儀の軍事方針）をリードした、と思われる。よって、毛利輝元は、より高次（高次元）での秀頼の軍事統帥権を代行していたことになる。その証左として、毛利輝元は豊臣公儀の軍勢で攻め落とした大津城、田辺城に「番勢」（＝守備の軍勢）を入れている⁽³⁹⁾。

そして、毛利輝元は、8月1日の時点で大坂城に在城して豊臣秀頼の後見として「天下之儀」について「御異見」する立場にあったので（『吉川家文書之二』〈大日本古文書〉、950号文書⁽⁴⁰⁾）、秀頼の後見という立場上、大坂城から出ない（動かない）のは当然であった。

このように見ると、石田三成と毛利輝元が反家康の挙兵の中心であると、7月21日の時点で細川忠興から見なされたのは当然であった。

山本論文の理論によれば、秀頼は豊臣王朝の王であり、慶長5年の時点では徳川王朝はまだ存在していなかった。家康の將軍宣下（慶長8年〔1603〕）までは、関ヶ原の戦いの勝利後であっても、山本論文では「そのままでは家康は豊臣王朝の宰相の地位から脱却できない。言葉を替えて言えば、豊臣家の「奉行」に留まることになる。やがて秀頼が成人すれば、「公儀」を返還せざるをえなくなるであろう。」と指摘している。

このように家康の政治的立場は不安定であったのに対して、「秀頼様」のカリスマ性は、秀吉の後継者として、つまり、豊臣王朝の王（＝山本論文の理論による）として絶対的であった。このことは、反家康の軍事動員をする際に、秀吉の存在と一体化して強力な求心力を持つものであった。反家康の軍事動員を拒否すれば、「秀頼様への逆意」（「（慶長5年）8月14日付松井康之宛増田長盛書状」）⁽⁴¹⁾となったのである。

上述したように、「秀頼様」の「取次」（政権の最高級メンバー）である石田三成と、「秀頼様」の後見である毛利輝元が、新しい豊臣公儀（当該期の豊臣公儀）の政權（＝石田・毛利連合政權⁽⁴²⁾）の中心となったのである。

「秀頼様」は豊臣王朝の王（＝山本論文の理論による）であり、正統なプリンス（「日本国王」である豊臣秀吉⁽⁴³⁾の後継者）として絶対的カリスマ性を保持していた。プリンスは死去後もプリンスとして扱われた。その証左として、大坂の陣後の細川忠興の書状⁽⁴⁴⁾において、「秀頼様」と記されている⁽⁴⁵⁾。

家康は、「上巻之誓旨」と「太閤様」（＝豊臣秀吉）の「御置目」に背き、「秀頼様」を見捨てて、上杉討伐に出馬したため、各自が相談して家康と戦いをすることになった（「各申談、及楯鉾候」）、としているので⁽⁴⁶⁾、家康の上杉討伐の出馬自体が「秀頼様」への逆意と三奉行に見なされ、家康の豊臣公儀からの追放（放逐）、及び、家

康に対する討伐(軍事行動)が発動されたことになる。この「各申談、及楯鉾候」という経過において、「各」というのが、上述した新しい豊臣公儀の中核メンバーと考えられる。

よって、家康が上杉討伐のため大坂を出馬した6月16日⁽⁴⁷⁾の時点で、家康は豊臣公儀の敵になった、と見なされる。このことは上杉討伐の正統性を失効させることになり、家康は政治的にも追い詰められたのである。

そして、反家康の挙兵準備は家康が上杉討伐に出馬した6月16日を起点(=家康が豊臣公儀の敵と認定された時点)に準備・策動していたと見なすことができる。このことは、三奉行が「内府ちかひの条々」を出した7月17日の時点で急遽、反家康の挙兵準備がされたのではなく、その1ヶ月前から反家康の挙兵準備が策動されていたことを意味する⁽⁴⁸⁾。これは政治的にも軍事的にもタイミング的にも非常によく練られた完璧なシナリオであり、その後「内府ちかひの条々」により家康を一挙に豊臣公儀から放逐して追い落とすことになった。

こうした状況下、当該期の豊臣公儀(=新しい豊臣公儀)において、プリンス=「秀頼様」が、家康討伐のための諸大名動員のメンタルのコア(=精神的な中核)になったことは重要である。

森田恭二「豊臣秀次・秀頼の政権と印判状」⁽⁴⁹⁾では「豊臣秀吉没後には、秀頼を中心とする豊臣政権が志向された。しかし秀頼の発給文書に、公儀の裁許として機能したものは見出しえない。あくまで豊臣秀吉の構築した、関白型公儀を継承する可能性をもっていたことにとどまると考える。秀吉の後継(関白候補)秀頼卿としての権威を持っていただけであったのである。」と指摘されている。この指摘は、平時における秀頼に対する評価としては妥当であるが、家康を豊臣公儀から追放(放逐)して、家康を討伐する戦時(有事)の状況下では、は、当該期の豊臣公儀(=新しい豊臣公儀)において諸大名を動員するうえで、プリンス=「秀頼様」のカリスマ性(=求心的訴求力)は絶大な存在感として必要不可欠であった。

当該期の豊臣公儀(=新しい豊臣公儀)から家康を追放(放逐)したことは、家康を豊臣政権から突如排除したクーデターであり政変劇であった。このことは、「此許之御仕置相改候て、御肝つふし察申候」(下線引用者)⁽⁵⁰⁾、「上方之義、不慮之次第、不及是非義御座候事」(下線引用者)⁽⁵¹⁾、「今度不慮之仕合共、御心中察申候」(下線引用者)⁽⁵²⁾、「上方、弥、一篇相済候」(下線引用者)⁽⁵³⁾といった当時の史料における記載から読み取ることができる。

「秀頼様」は豊臣王朝の王(=山本論文の理論による)であるから、軍事動員権、軍事指揮権、国土領有権、大名改易権、知行宛行権などを持つが、幼君であり自身では発動することができなかったため、当該期の豊臣公儀(=新しい豊臣公儀)の中核メンバーとして、二大老、三奉行、石田三成が中心となり、大谷吉継、斎村政広も加わって、「秀頼様」の上記の諸権限を分担し代行して執行したのである。

関ヶ原の戦いの勝利後の家康にとって、こうした当該期の豊臣公儀(=新しい豊臣公儀)の中核メンバーから権限を剥奪して抹殺・放逐していくことは必要不可欠であった。その意味では、斎村政広が不可解な理由⁽⁵⁴⁾で家康から突如切腹を命じられたことも納得がいく。

関ヶ原の戦い後、家康は、当該期の豊臣公儀(=新しい豊臣公儀)の中核メンバーから権限を剥奪して抹殺・放逐することに成功したが、プリンスである「秀頼様」だけは残った。

山本論文では、「三人の王、一つの政府」と規定し、「慶長期は、すでに朝廷という政体だけに限定された旧王朝の王=天皇と徳川王朝の王=家康に加えて、直前の豊臣王朝の王=秀頼の三人の王が存在した。」としたうえで「しかし、国家としての日本の政府は、あくまで駿府政権であって(後略)」と指摘している。

「秀頼様」という表記について－プリンスとしての豊臣秀頼－（白峰）

つまり、山本論文の理論によれば、「旧王朝の王＝天皇」、「徳川王朝の王＝家康」、「豊臣王朝の王＝秀頼」という「三人の王」が存在したが、「一つの政府」（＝「国家としての日本の政府」）は駿府政権（＝家康）ということになる。

山本論文では「秀頼は、摂河泉に領地をもったにすぎないが、なお多くの大名から王としての血筋を認められており（後略）」と指摘しているので、「秀頼様」＝「王としての血筋」を持ったまま大坂夏の陣で死去したことになる（つまり、「秀頼様」はプリンスとして死去したことになる）。その証左として、大坂の陣後の細川忠興の書状⁽⁵⁵⁾において、「秀頼様」と記されている。

よって、豊臣王朝（＝山本論文の理論による）は、大坂夏の陣まで継続したことになり、何人も「秀頼様」＝「王としての血筋」を否定することはその死去までできなかったのである。

[註]

- （１）『日本王国記』では、秀頼について「王子 プリンシペ」と表記されている（拙稿「アビラ・ヒロン『日本王国記』における関ヶ原の戦いの記載について」、『愛城研報告』26号、愛知中世城郭研究会、2023年）。「プリンシペ」（principe）はスペイン語で「王子、皇子、皇太子、王族【皇族】の男子」という意味であり、英語の「prince」に該当する（『小学館西和中辞典』、小学館、1990年、1546頁）。
- （２）福田千鶴『豊臣秀頼』（吉川弘文館、2014年、52頁）では「源氏の嫡流たる源頼朝に名字がないのと同様に、豊臣氏の嫡流たる豊臣秀頼には名字がなかったのではないか。」と指摘されている。なお、「豊臣」は朝廷から与えられた「氏」であり、名字（苗字）ではない。
- （３）「様（さま）」（『日本国語大辞典（第二版）』6巻、小学館、2001年、166頁）。
- （４）「様（さま）」（前掲『日本国語大辞典（第二版）』6巻、167頁）。
- （５）山本博文「統一政権の登場と江戸幕府の成立」（歴史学研究会・日本史研究会編『日本史講座』5巻〈近世の形成〉、東京大学出版会、2004年）。
- （６）福田千鶴「豊臣秀頼研究序説」（三鬼清一郎編『織豊期の政治構造』、吉川弘文館、2000年）。
- （７）前掲・福田千鶴『豊臣秀頼』。
- （８）平成25～27年度科学研究費補助金基盤研究（C）研究成果報告書『慶長・元和期の豊臣「公儀」変質過程の研究－豊臣秀頼発給文書の分析－』（課題番号JSPS科研費25370813）、（研究代表者・福田千鶴、2016年）。
- （９）森田恭二「豊臣秀次・秀頼の政権と印判状」（有光友學編『戦国期印章・印判状の研究』、岩田書院、2006年）。
- （１０）前掲・福田千鶴『豊臣秀頼』（28頁）。
- （１１）前掲・福田千鶴『豊臣秀頼』（46頁）。
- （１２）前掲・福田千鶴『豊臣秀頼』（47～49頁）。
- （１３）前掲・福田千鶴『豊臣秀頼』（50頁）。
- （１４）拙稿「スペインの世界戦略に挑戦する日本国王・豊臣秀吉」（『別府大学アジア歴史文化研究所報』23号、別府大学アジア歴史文化研究所、2023年）。
- （１５）前掲・拙稿「スペインの世界戦略に挑戦する日本国王・豊臣秀吉」。

- (16) 拙稿「セビリャのインディアス総文書館所蔵「日本の諸国における当代の状況に関する報告」に記された関ヶ原の戦い関係の記載について」(『史学論叢』50号、別府大学史学研究会、2020年)。
- (17) 前掲・拙稿「セビリャのインディアス総文書館所蔵「日本の諸国における当代の状況に関する報告」に記された関ヶ原の戦い関係の記載について」。
- (18) 前掲・山本博文「統一政権の登場と江戸幕府の成立」。
- (19) 『松井文庫所蔵古文書調査報告書』2(八代市立博物館未来の森ミュージアム、1997年)。『松井文庫所蔵古文書調査報告書』3(八代市立博物館未来の森ミュージアム、1998年)。
- (20) 前掲『松井文庫所蔵古文書調査報告書』2(140頁)。
- (21) 前掲『松井文庫所蔵古文書調査報告書』2(140～141頁)。
- (22) 前掲『松井文庫所蔵古文書調査報告書』2(141頁)。
- (23) この点について先行研究として、堀越祐一「毛利輝元起請文案」(日本古文書学会編『古文書への招待』、勉誠出版、2021年)では、「秀吉が死んだ後の豊臣政権では、家康ら五大老が最高権力者となり、三成ら五奉行はその隷下に属したというのが通説である。しかし、この文書からは、「五奉行に唯々諸々と従う五大老」という、全く別の構図を窺うことができよう。」と指摘されている。
- (24) 前掲『松井文庫所蔵古文書調査報告書』2(144頁)。
- (25) 前掲『松井文庫所蔵古文書調査報告書』3(51頁)。
- (26) 「色立(いろだつ)」、「色立(いろめきたつ)」(『日本国語大辞典(第二版)』2巻、小学館、2001年、3、10頁)。
- (27) 前掲『松井文庫所蔵古文書調査報告書』3(54～55頁)。
- (28) 「(慶長5年)8月25日付中川秀成宛松井康之・有吉立行連署状」(神戸大学文学部日本史研究室編『中川家文書』、臨川書店、1987年、94号文書、73～74頁)には、「尚々内府様漸北伊勢へ可被成御働と存候、大坂無正鉢籠城用意候旨候」と記されている。この記載では、家康の攻略目標が、8月25日(＝この連署状の日付)の時点で北伊勢であった、としている。この点は、前掲「(慶長5年)8月18日付麻生吉右衛門・井戸良弘宛松井康之・有吉立行連署状案」(【438号文書】)において、家康の攻略目標が、伊勢・美濃であった、としている点と微妙に異なるが、攻略目標のエリアとしては大きな違いはないと思われる。「大坂無正鉢籠城用意候旨候」という記載については、「大坂」＝大坂方と解釈して大垣城籠城のことを指しているのか、「大坂」＝大坂城と解釈して、大坂城籠城の用意という意味にとるのか、については今後の検討課題としたい。
- (29) 前掲『松井文庫所蔵古文書調査報告書』3(55～56頁)。
- (30) 前掲『松井文庫所蔵古文書調査報告書』3(56頁)。
- (31) 前掲『松井文庫所蔵古文書調査報告書』3(57頁)。
- (32) 前掲『松井文庫所蔵古文書調査報告書』3(57頁)。
- (33) 「(慶長5年)9月19日付米田助右衛門・加々山少右衛門宛松井康之・有吉立行連署状案」(前掲『松井文庫所蔵古文書調査報告書』3、450号文書)によれば、「其郡」が速見郡を指していることがわかる。
- (34) 土井忠生・森田武・長南実編訳『邦訳日葡辞書』(岩波書店、1980年、831頁)によれば「様子(ヤウス)」

「秀頼様」という表記について—プリンスとしての豊臣秀頼—（白峰）

とは「事件・事柄のありさま、または、成行きの状況」という意味である。

- (35) 「(慶長5年)8月朔日付島津忠恒宛毛利輝元・宇喜多秀家連署状」(『島津家文書之二』〈大日本古文書〉、東京大学出版会、1971年復刻、1092号文書)。
- (36) 前掲『松井文庫所蔵古文書調査報告書』3(58頁)。
- (37) 「(慶長5年)8月14日付松井康之宛増田長盛書状」(前掲『松井文庫所蔵古文書調査報告書』3、442号文書)。
- (38) 拙著『新「関ヶ原合戦」論一定説を覆す史上最大の戦いの真実』(新人物往来社、2011年、第4章「石田三成の軍事戦略と戦後の構想」)。
- (39) 拙稿「慶長5年9月13日の大津城攻めについての立花宗茂発給の感状と軍忠一見状(合戦手負注文)に関する考察(その2)」(『史学論叢』47号、別府大学史学研究会、2017年)。史料の根拠は「(慶長5年)9月15日付宍戸元行宛毛利輝元書状写」(『萩藩閥閥録』1巻、山口県文書館、1967年発行、1979年復刻、567～568頁)。
- (40) 前掲・拙著『新「関ヶ原合戦」論一定説を覆す史上最大の戦いの真実』(56頁)。
- (41) 「(慶長5年)8月14日付松井康之宛増田長盛書状」(前掲『松井文庫所蔵古文書調査報告書』3、442号文書)。
- (42) 拙稿「豊臣公儀としての石田・毛利連合政権」(『史学論叢』46号、別府大学史学研究会、2016年)。
- (43) 前掲・拙稿「スペインの世界戦略に挑戦する日本国王・豊臣秀吉」。
- (44) 「(慶長20年)5月25日付島津家久宛細川忠興書状」(『島津家文書之六』〈大日本古文書〉、東京大学出版会、2019年、2265号文書)。
- (45) ただし、大坂夏の陣における秀頼の死去について「秀頼切腹」と記した文書(「(慶長20年)5月13日付下方党兵衛宛池田利隆書状」、『天下人の書状をよむ 岡山藩池田家文書』、岡山大学附属図書館・林原美術館編、吉川弘文館、2013年、96～98頁)もあるので、この場合、なぜ「秀頼様」とは記していないのか検討が必要である。
- (46) 「(慶長5年)7月17日付松井康之宛長束正家・増田長盛・徳善院玄以連署状写」(前掲『松井文庫所蔵古文書調査報告書』2、418号文書)。
- (47) 相田文三「徳川家康の居所と行動(天正10年6月以降)」(藤井譲治編『織豊期主要人物居所集成【増補第3版】』、思文閣出版、2024年、121頁)。
- (48) その証左として、「(慶長5年)7月16日付鍋島生三宛鍋島勝茂書状」(『佐賀県史料集成』古文書編、11巻、佐賀県立図書館、1970年、155号文書、104頁)では、使者の鍋島生三が国許に着いたならば、「人数」(軍勢)を2000程早々に上らせる(上坂させる)ように指示している。そして、鍋島直茂については上坂できなくても、増田長盛へは勝茂から事情を説明したので支障はない、と記されている。この書状は7月16日付であり、この日付は大坂三奉行(増田長盛・徳善院玄以・長束正家)が「内府ちかひの条々」を出した7月17日の前日にあたる。つまり、「内府ちかひの条々」を出す前日の時点で、すでに豊臣公儀は大名に対して兵力動員をかけていたことがわかる(拙稿「関ヶ原の戦い関連の鍋島家関係文書についての考察」、『史学論叢』49号、別府大学史学研究会、2019年)。
- (49) 前掲・森田恭二「豊臣秀次・秀頼の政権と印判状」。

- (50) 「(慶長5年)7月20日付松井康之宛大谷吉継書状写」(前掲『松井文庫所蔵古文書調査報告書』2、417号文書)。
- (51) 「(慶長5年)7月晦日付松井康之、他十二名連署状案」(前掲『松井文庫所蔵古文書調査報告書』2、428号文書)。
- (52) 「(慶長5年)8月6日付松井康之宛齋村政広書状写」(前掲『松井文庫所蔵古文書調査報告書』3、440号文書)。
- (53) 「(慶長5年)8月14日付松井康之宛増田長盛書状」(前掲『松井文庫所蔵古文書調査報告書』3、442号文書)。
- (54) 阿部猛・西村圭子編『戦国人名事典(コンパクト版)』(新人物往来社、1990年、356頁)の「齋村政広」の項では「慶長五年(一六〇〇)の関ヶ原役には西軍に属し丹後田辺城を攻撃したが、主力の敗戦後降伏して東軍につき、亀井茲矩に従い宮部継潤の因幡鳥取城を攻めた。しかし、城下を焼き払った廉で徳川家康から自刃を命ぜられた。」としている。この家康による言掛り的な自刃命令について、その理由(疑問)が氷解するのである。
- (55) 前掲「(慶長20年)5月25日付島津家久宛細川忠興書状」。

表 1

当該期の豊臣公儀の中核メンバーの各職掌

名 前	大老・奉行など	職 掌
毛利輝元	二大老	反家康の挙兵準備 秀頼の改易権を代行 秀頼の軍事動員権を代行 秀頼の国持大名に対する軍事動員権を代行 秀頼の国土領有権を代行
宇喜多秀家	二大老	秀頼の改易権を代行 秀頼の軍事動員権を代行 秀頼の国持大名に対する軍事動員権を代行 秀頼の国土領有権を代行
石田三成	四奉行（注 1）	反家康の挙兵準備 秀頼の改易権を代行 秀頼の軍事動員権を代行 秀頼の知行宛行権を代行
長束正家	三奉行	秀頼の軍事動員権を代行 秀頼の軍事指揮権を代行 秀頼の改易権を代行 秀頼の知行宛行権を代行
増田長盛	三奉行	秀頼の軍事動員権を代行 秀頼の軍事指揮権を代行 秀頼の改易権を代行 秀頼の知行宛行権を代行
徳善院玄以	三奉行	秀頼の軍事動員権を代行 秀頼の軍事指揮権を代行 秀頼の改易権を代行 秀頼の知行宛行権を代行
大谷吉継		秀頼の軍事動員権を代行 秀頼の改易権を代行
斎村政広		秀頼の軍事動員権を代行

（注 1）三奉行＋石田三成＝四奉行

【付記①】

東京大学史料編纂所の古文書フルテキストデータベース (<https://wwwap.hi.u-tokyo.ac.jp/ships/w10/search>) において、以下のキーワードで検索した結果を付記しておく(最終閲覧日: 2025 年 5 月 5 日)。

▼「御拾様」で検索すると、「文禄四年八月廿四日付」、「(文禄五年?) 五月廿四日付」、「(年月日未詳)」2 件の合計 4 件が出てくる。

▼「御ひろい様」で検索すると、「(文禄二年) 十二月朔日付」、「(文禄三年) 十二月四日付」、「文禄四年七月日付」、「(年未詳) 二月廿二日付」の合計 4 件が出てくる。

▼「秀頼様」で検索すると、「(文禄三年) 極月十三日付」～「(慶長二十年) 五月廿五日付」の 63 件のほか、「戊(正保三年カ) 卯月廿八日付」、「元禄四年十一月十六日付」、「(年未詳)」7 件、「(年月日未詳)」2 件の合計 74 件が出てくる。なお、前掲「(文禄三年) 極月十三日付」の書状の年次比定については、福田千鶴「豊臣秀頼研究序説」(三鬼清一郎編『織豊期の政治構造』、吉川弘文館、2000 年)では、慶長元年に比定している。

【付記②】

本稿の脱稿後、上村直輝「九州地域から見た慶長期の「公儀」と豊臣秀頼」が収載された『日本歴史』926 号(2025 年 7 月号)(吉川弘文館、2025 年)が刊行された。あわせて参照されたい。